

## 日米協働調査試行プログラム FAQ

### 1. 日米協働調査試行プログラムについて

通番	Question	Answer
(1)	協働調査試行プログラムとはどのようなものですか。	日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が、それぞれ早期かつ同時期に最初の審査結果を送付するものです。
(2)	これに参加するとどのようなメリットがあるのですか。	日本両国に特許出願した発明について、審査・権利取得の時期に関する予見性が向上するとともに、日米の特許審査官による調査結果を踏まえたより強く安定した権利を、日米両国において早期かつ同時期に得ることが可能となります。
(3)	PPH との違いは何ですか。	第 2 庁の対応出願における請求項を第 1 庁の出願における特許可能と判断された請求項に対応させる必要がある PPH とは異なり、日米協働調査は、最初の審査結果が通知された後は、自由に補正をすることができるため、出願人による権利範囲設定の自由度が高くなります。
(4)	最初の審査結果 (FA) を送付した後も協働するのですか。	協働するのは、FA を送付する前のみです。その後は通常の審査フローにしたがい、両庁毎に審査を行います。
(5)	平成 29 年 11 月より再開された新スキームによる試行プログラムは従来と何が異なるのですか。	<p>新スキームでは、主に以下の 3 点において従前と異なります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両庁で同時に、通常の案件と同様に 1 回目の先行技術調査及び判断を実施し最初の審査結果 (FA) 案を作成し、互いに FA 案を交換します。(従前のスキームでは、より早い出願日を有する出願がされた第 1 庁が先に調査を開始し、第 1 庁から第 2 庁に FA 案が送付された後に、第 2 庁が調査を開始していたところ、審査過程のフローが統一されます。)</li> <li>2. 両庁ともに、相手庁から交換された FA 案を検討した上で、FA を作成して出願人に送付します。</li> <li>3. USPTO 側から JPO 側に交換される FA 案は、</li> </ol>

		従前のファーストアクションインタビュー制度の「Pre-Interview Communication (PIC)」案ではなく、通常のオフィスアクションの案に変更されます。
--	--	---

## 2. 申請手続について

通番	Question	Answer
(6)	手続に費用はかかりますか。	特許庁に対する費用はかかりません。
(7)	どのように申請するのですか。	日米協働調査の申請書は <a href="#">特許庁のホームページ</a> からダウンロードできます。ダウンロード後、日米協働調査の申請に必要な情報を申請書に記載し、任意のパスワードを設定の上で申請書をメールに添付して特許庁調整課 (PA2260@jpo.go.jp) に提出してください。
(8)	件数規模が 400 件とのことですが、これは先着順ですか。	申請が認められた順です。申請順ではありません。
(9)	複数の出願をまとめて申請することはできますか。	原則、申請は 1 出願単位で行っていただきますが、技術的に関連する一群の出願について、JPO に対しては、まとめて申請することが可能です。まとめて申請する場合、まとめの上限は 5 件程度とします。
(10)	出願をまとめる場合、まとめて 1 件とカウントされるのでしょうか。	まとめて 1 件ではなく、出願件数毎にカウントされます。
(11)	両庁に申請せずに、一方の庁にのみ申請することはできないのですか。	両庁では申請要件や出願人に求める許諾の範囲に違いがあるため、両庁に申請をしていただく必要があります。
(12)	USPTO に提出する申請書は別にあるのでしょうか。JPO に申請するときだけ、JPO にメールで連絡するのでしょうか。	USPTO に提出するための申請書が別途あります。JPO に申請する際は、メールで申請書の提出をしてください。
(13)	USPTO の申請書はどこに載っているのでしょうか。	<a href="#">USPTO のホームページ</a> より入手可能です。
(14)	JPO には、まとめ出願で代理人 A により 5 件申請し、USPTO には、代理人 B により 3 件、代理人 C により 2 件申請した場合、代理人は別々でも大丈夫でしょうか。	出願をまとめとして受理するのは、JPO だけです。USPTO に対しては代理人が別々でも問題ありません。
(15)	代理人が申請する場合、申請書のどこの箇所に記載すればよいのでしょうか。	出願人側担当者の欄に記載してください。

(16)	「申請から 15 日」は、いつから数えられるのでしょうか。	出願人側担当者が申請書を JPO に提出した日から計算されます。例えば、8 月 1 日に提出した場合には、起算日が 8 月 2 日となり、8 月 16 日が期限となります。
(17)	「15 日」は営業日でしょうか。	営業日ではなく、カレンダー上の 15 日です。

### 3. 申請要件について

通番	Question	Answer
(18)	請求項の数は全部で 20 以内、独立請求項は 3 つ以内とのことですが、申請時にこの要件を満たすようにしていればよいのでしょうか。	申請時に要件を満たしていれば、申請可能です。
(19)	請求項のカテゴリーが異なる場合は申請が認められるのでしょうか。	カテゴリーの差異については、実質的に対応するかどうか個別に判断されます。原則、PPH の要件と同様の取扱いです。
(20)	継続出願や分割出願は申請が認められるのでしょうか。	全ての出願の優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が 2013 年 3 月 16 日以降の出願であれば、申請は認められます。
(21)	技術分野はすべての技術分野が対象でしょうか。	すべての技術分野が対象となります。
(22)	出願公開前の案件でも申請することはできるのでしょうか。	出願公開前の案件でも申請対象となります。ただし、出願公開前の案件を申請する場合は、申請書と合わせて、申請時点での対応する US 出願の請求項の写しを PDF ファイル等の形式で、パスワード付与した上で特許庁調整課 (PA22260@jpo.go.jp) までメールにて提出してください。
(23)	USPTO に出願予定の段階で、日米協働調査の申請をすることはできますか。	日米両国に出願が存在し、審査請求済であることが必要です。したがって、USPTO に出願予定の段階で申請することはできません。
(24)	PCT 国際出願の国内移行出願に対して日米協働調査の申請をすることはできますか。	PCT 国際出願の国内移行出願に対して申請することはできます。ただし、申請時点において、審査官が着手可能な状態になっている必要があります。
(25)	審査官が着手可能な状態かどうかは、どうやって確かめればよいのでしょうか。	(i)オンライン閲覧請求 (有料) をしていただくか、 (ii)特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) (ただし、公開済の出願のみ) を閲覧していただくことにより案件の状態を確認することができます。

		また、案件の状態について調整課の審査企画班（内線 3103）にお問い合わせいただいてもお答えします。
(26)	事業戦略対応まとめ審査や早期審査などを同時に申請することはできるのでしょうか。	USPTO との協働が必要なため、他の取組との同時申請はできません。ただし、早期審査等の申請を取り下げた場合には、日米協働調査の申請をすることができます。

#### 4. その他

通番	Question	Answer
(27)	JPO と USPTO からは、同じ内容の審査結果が通知されるのですか。	本試行プログラムは、審査結果を大きく左右する先行技術調査の結果とそれを踏まえた特許性の判断を、日米の特許審査官が事前に共有した上で、それぞれの国の制度・運用に基づき特許審査を実施するものです。 したがって、必ずしも同じ内容となるものではありません。
(28)	最初の審査結果が通知された際には、米国の出願と対応するように補正しなければいけないのですか。	最初の審査結果が通知された後は、各国それぞれにおいて補正の内容を検討いただけます。
(29)	申請要件を満たしていれば、必ず協働調査に基づく調査結果を踏まえた審査結果を受け取ることができるのでしょうか。	何らかの事情により、USPTO から調査結果及び見解が送付されてこなかった場合には、参加承認から4か月を目処に、「参加承認から4か月経過しましたが、USPTO からの調査結果を受領していないため、JPO のみの調査結果を踏まえた審査結果を送付します」という旨を調整課担当者から出願人側担当者に通知します。その後、JPO の審査結果のみを用いた審査結果を送付します。